

自己資本が0円を下回る場合は、一番左側の欄に「-（マイナス）」又は「△（デルタ）」を記載して下さい。

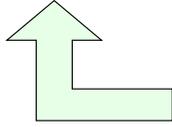
2期平均を選択した場合は、平均値を記入してください。その際、千円未満の端数は切り捨てます。

自己資本額 ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰ (千円) 審査対象 ¹¹ (1. 基準決算 2. 2期平均)

基準決算	<input type="text" value="1"/> ¹ <input type="text" value="2"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ <input type="text" value="0"/> ⁶ (千円)
直前の審査基準日	<input type="text" value="8"/> ¹ <input type="text" value="0"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ (千円)

利益額の2期平均を記入

利益額 (2期平均) ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額



別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数と一致します

技術職員数 ¹²³⁴⁵ (人)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value="1"/> ¹ <input type="text" value="2"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ <input type="text" value="0"/> ⁶ (千円)	営業利益	<input type="text" value="1"/> ¹ <input type="text" value="5"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ <input type="text" value="0"/> ⁶ (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value="1"/> ¹ <input type="text" value="0"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ <input type="text" value="0"/> ⁶ (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value="8"/> ¹ <input type="text" value="0"/> ² <input type="text" value="0"/> ³ <input type="text" value="0"/> ⁴ <input type="text" value="0"/> ⁵ <input type="text" value="0"/> ⁶ (千円)

規則別記様式16の「損益計算書」の営業利益の額と、「法人税申告書別表16(1)(旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)及び(2)(旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)」に記載の減価償却額の実施額から記載します。
決算期が12ヶ月に満たない場合等の換算方法は現行の完成工事高と同じ。

登録経営状況分析機関番号 ¹²³⁴⁵⁶⁷⁸

経営状況分析を受けた機関の名称
(一財)建設業情報管理センター

経営状況分析結果通知書に記載されている分析機関の登録番号を記入する。

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書及び添付資料の作成者又はこの申請に関する質問等に応答できる方の連絡先(所属等)、氏名、電話番号を記載して下さい。

連絡先
所属等 営業第一課 氏名 杉妻 二郎 電話番号 024-521-7452
ファックス番号 024-521-7950

○ 記載要領

※金額は千円未満の端数を切り捨て、割合は小数点第2位以下の端数を切り捨ててください。

1 申請行為の内容

次の各項目において、不要な部分を二重線で消します。

<申請の表題>

「経営規模等評価申請書」「経営規模等評価再審査申立書」「総合評定値請求書」

<申請の種類>

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」

「建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。」

「建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」

<申請先>

「地方整備局長」「北海道開発局長」「福島県知事」

2 申請者の欄

「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した方（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がいる場合には、申請者に加え、その方の氏名も併記してください。この場合には、作成に係る委任状その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。

3 カラム0 1 行政庁側記入欄（太線の枠内）

審査行政庁側で記入しますので、記入しないでください。

4 カラム0 2 申請時の許可番号

(1) 大臣・知事コードの欄については、「07」と記入してください。

(2) 「許可番号」の欄には現在受けている建設業許可番号を記入し、例えば「0 0 1 2 3 4号」のように、空位のカラムには「0」を記入してください。なお、「許可年月日」の欄も同様に空位のカラムには「0」を記入してください。

(3) 業種の追加などにより、許可年度が2つ以上あるときは、般・特の小カラムには、もっとも古い年度を記入してください。また、許可年月日についても、一番古い年度の許可年月日を記入してください。

5 カラム0 3 前回の申請時の許可番号

前回申請時の許可番号と今回申請時の許可番号が、許可権者の変更などにより異なっている場合のみ記入してください。

6 カラム0 4 審査基準日

審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（決算年月日）を記入し、例えば審査基準日が令和3年3月31日であれば、0 3年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

※合併時経審、譲渡時経審、分割時経審等の場合には、その合併等の日が審査基準日となります。

7 カラム05 申請等の区分

下記の表の区分に従って、該当するコードを記入してください。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

8 カラム06 処理の区分

カラム06の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき

また、カラム06の右欄は、下記の表のいずれかに該当する場合に記入してください。該当がなければ記入する必要はありません。

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（合併後の最初の経審の受審）
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき（いわゆる「合併時経審」の受審）
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（譲渡後の最初の経審の受審）

1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき（いわゆる「譲渡時経審」の受審）
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（分割後の最初の経審の受審）
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき（いわゆる「分割時経審」の受審）
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

9 カラム⑦ 「法人又は個人の別」

「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないでください。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入してください。

10 カラム0 8 商号又は名称のフリガナ

カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として記入してください。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないでください。

11 カラム0 9 商号又は名称

法人の種類を表す文字については下記の表の略号を用いて、「商号又は名称」の前又は後に記入してください。(例 (株) 甲建設、乙建設(有))

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協業組合	(業)
特例有限会社	(有)	合同会社	(合)	企業組合	(企)
合名会社	(名)	協同組合	(同)		

12 カラム1 0 代表者又は個人の氏名のフリガナ

カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として記入してください。

13 カラム1 1 代表者又は個人の氏名

申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

14 カラム1 2 主たる営業所の所在地市区町村コード

下記のコード表に基づいて、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入してください。なお、福島県のコードは、「07」です。

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
201	福島市	308	川俣町	444	三島町	504	浅川町
202	会津若松市	322	大玉村	445	金山町	505	古殿町
203	郡山市	342	鏡石町	446	昭和村	521	三春町
204	いわき市	344	天栄村	447	会津美里町	522	小野町
205	白河市	362	下郷町	461	西郷村	541	広野町
207	須賀川市	364	檜枝岐村	464	泉崎村	542	檜葉町
208	喜多方市	367	只見町	465	中島村	543	富岡町
209	相馬市	368	南会津町	466	矢吹町	544	川内村
210	二本松市	402	北塩原村	481	棚倉町	545	大熊町
211	田村市	405	西会津町	482	矢祭町	546	双葉町
212	南相馬市	407	磐梯町	483	塙町	547	浪江町
213	伊達市	408	猪苗代町	484	鮫川村	548	葛尾村
214	本宮市	421	会津坂下町	501	石川町	561	新地町
301	桑折町	422	湯川村	502	玉川村	564	飯舘村
303	国見町	423	柳津町	503	平田村		

15 カラム1 3 主たる営業所の所在地

14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば杉妻町2-1-6のように記入してください。

16 カラム1 4 電話番号

市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば024-521-1111のように記入してください。

17 カラム1 5 許可を受けている建設業

申請時（審査基準日現在ではないので注意）に許可を受けている建設業の業種について、一般建設業の許可を受けている業種については「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表に示された略号のカラムに記入してください。

業 種	略号	業 種	略号	業 種	略号
土 木 工 事 業	(土)	鋼 構 造 物 工 事 業	(鋼)	熱 絶 縁 工 事 業	(熱)
建 築 工 事 業	(建)	鉄 筋 工 事 業	(筋)	電 気 通 信 工 事 業	(通)
大 工 工 事 業	(大)	舗 装 工 事 業	(舗)	造 園 工 事 業	(園)
左 官 工 事 業	(左)	しゅんせつ工事業	(しゅ)	さく井工事業	(井)
とび・土工工事業	(と)	板 金 工 事 業	(板)	建 具 工 事 業	(具)
石 工 事 業	(石)	ガ ラ ス 工 事 業	(ガ)	水 道 施 設 工 事 業	(水)
屋 根 工 事 業	(屋)	塗 装 工 事 業	(塗)	消 防 施 設 工 事 業	(消)
電 気 工 事 業	(電)	防 水 工 事 業	(防)	清 掃 施 設 工 事 業	(清)
管 工 事 業	(管)	内 装 仕 上 工 事 業	(内)	解 体 工 事 業	(解)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(タ)	機 械 器 具 設 置 工 事 業	(機)		

18 カラム1 6 経営規模等評価等対象建設業

申請時に許可を受けている建設業の業種のうち、経営規模等評価等を申請する業種（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について17の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入してください。

なお、完成工事高がない業種についても申請時に建設業許可を有していれば、評価の対象とすることができます。

また、技術職員名簿（別紙二）で加点対象となる技術職員がない場合であっても、申請時に建設業許可を有していれば、評価の対象とすることができます。

19 カラム1 7 自己資本額

(1) 審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムには、基準決算時の自己資本額を記入した場合は「1」を、基準決算時と直前の審査基準日決算の2期平均の自己資本額を記入した場合は「2」を記入してください。

(2) 基準決算時と直前の審査基準日決算の2期平均の自己資本額を記入した場合は、表内のコラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。

(3) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

なお、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社は、基準決算の自己資本額を選択した場合、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、基準決算時と直前の審査基準日現在の自己資本額の2期平均を選択したときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。また、コラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば□,□□□1,2□3□4,0
00のように百万円未満の単位に該当するコラムに「0」を記入してください。

(4) 自己資本額がマイナスの場合には、コラムの一番左に「-」又は「△」と記入してください。

20 カラム18 「利益額（2期平均）」

審査対象事業年度における利益額（営業利益＋減価償却実施額）及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額（営業利益＋減価償却実施額）の平均の額を記入すること。

また、表内のコラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。

21 カラム19 技術職員数

(1) 職員の範囲等については、P21を参照してください。

(2) 別紙二「技術職員調書」に記入した技術職員の人数の合計を記入してください。

(3) 審査基準日における建設業に従事する職員を記入してください。

22 カラム20 登録経営状況分析機関番号

P100の登録経営状況分析機関一覧を参考に、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入してください。なお、記入に当たっては例えば000001のように、空位のコラムには「0」を記入してください。

23 「連絡先」の欄

連絡先の欄は、この申請書又は添付書類を作成した方その他この申請内容に係る質問等に応答できる方の氏名、電話番号、FAX番号等を記載してください。

②様式第25号の14別紙1 工事種別別完成工事高(20002帳票)

別紙一

記載例

(用紙A4)

2 0 0 0 2

※2年平均を選択する場合

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番31については、2枚目以降は記載を省略してください。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 0 年 0 1 月 至 3 0 年 1 2 月		審査対象事業年度 自 3 1 年 0 1 月 至 0 1 年 1 2 月		計算基準の区分 1 (1.2年平均 2.3年平均)					
工事種別コード表より該当するコードを記入する。	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～年 月		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～年 月		2年平均を選択する場合は「1」を記入する。					
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入				左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入						
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 3 2 1 3 3 2		元請完成工事高(千円) 3 2 1 3 3 2		完成工事高(千円) 3 2 0 6 7 8		元請完成工事高(千円) 3 2 0 6 7 8			
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		右詰で記入し、空位のカラムは空白とすること。(以下同じ)					
プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事		0		0					
管工事	3 3 8 0 3		1 2 0 0 0		1 7 9 3 4				1 5 0 0 0	
舗装工事	9 9 4 1 7		5 5 0 0 0		6 7 8 9 2				2 0 0 0 0	
その他	7 2 2 4		2 0 0 0		9 2 5 8				5 0 0 0	
合計	4 6 1 7 7 6		3 9 0 3 3 2		4 1 5 7 6 2				3 6 0 6 7 8	
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)										

記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 2

※3年平均を選択する場合

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 3 1 工事種別コード表より該当するコードを記入する。	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 29年1月～29年12月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 30年1月～30年12月	審査対象事業年度 自 31年01月 至 01年12月 計算基準の区分 2 (1. 2年平均 2. 3年平均) 3年平均を選択する場合は「2」を記入する。
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入		左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入
業種コード 3 2 0 1 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 321,332 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 310,066 土木一式工事	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 321,332 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 310,066	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 320,678 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 320,678
3 2 0 1 1 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0 プレストレスト コンクリート構造物工事	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
3 2 0 9 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 33,803 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 18,205 管工事	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 18,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 6,000	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 17,934 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 15,000
3 2 1 3 0 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 99,417 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 51,265 舗装工事	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 55,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 25,000	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 67,892 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 20,000
3 3 其他 工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 7,224 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,912 其他工事	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 9,258 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,000
3 4 合計 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 425,112 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 369,699	元請完成工事高(千円) 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 369,699 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 369,699	完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 415,762 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 360,678

「其他工事」には、経営規模等評価を受けない業種の完成工事高を記入する。

この合計は、財務諸表(消費税抜き)の完成工事高と一致します。

2期分の合計を2で除した数値を記入する。千円未満の端数は切り捨てる。

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

1 カラム③ ① 事業年度

(1) 右欄の「(審査対象事業年度)」の欄には、下記の例により審査基準日から遡って12か月の月数(パターン⑤及び合併等の場合を除きます。)を記入します。

① 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

② 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

③ 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

④ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

⑤ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

(2) 「(審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度)」の欄には、以下の例により審査基準日から遡って12か月前~36か月前の月数を記入してください。

① 完成工事高を2年平均で申請する場合

ア 上記(1)①、②の場合

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

イ 上記(1)③の場合

(例1の場合) 自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

(例2の場合) 自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

ウ 上記(1)の④、⑤の場合

自 〇 〇 年 〇 〇 月 ~ 至 〇 〇 年 〇 〇 月

② 完成工事高を3年平均で申請する場合

下記の例のとおり記載し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

ア 上記(1)①、②の場合

自 31年04月～至 03年03月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	02年4月～03年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	31年4月～02年3月

イ 上記(1)③の場合

(例1の場合) 自 31年04月～至 03年03月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	02年4月～03年3月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	31年4月～02年3月

(例2の場合) 自 02年01月～至 03年12月

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	03年1月～03年12月
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	02年1月～02年12月

ウ 上記(1)の④、⑤の場合

自 00年00月～至 00年00月

(3)「完成工事高計算基準の区分」の欄には、完成工事高を2年平均で申請するときは「1」と、3年平均で申請するときは「2」と記入してください。

2 カラム32 業種コード、完成工事高及び元請完成工事高

(1) 業種コード

次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においては、その次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄は「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。

また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入してください。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

また、表外の「工事の種類」の欄に、記入した業種コードに対応する工事種別を記載してください。

(2) 完成工事高

(1) で記入した各工事種別の完成工事高を、カラム③①で記入した各審査対象事業年度ごとに記入してください。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載してください。※端数は切り捨て

同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載してください。

※業種コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

3 カラム③③ その他工事

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入してください。

4 カラム③④ 合計

③②及び③③に記入した完成工事高の合計を記入してください。

同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入してください。

5 その他

(1) この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高については、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

(2) 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□, □ □ □ 1, 2 3 4, 0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入してください。

(3) 完成工事高の積み上げとは、一つの建設業の完成工事高をその内容又は性質に応じて、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。経営事項審査において積み上げを行う場合は、工事種類別完成工事高付表（様式第1号）：P72を作成し、提出してください。（積み上げを行わない場合は提出不要です。）詳細については、下記のとおりです。

○ 一式工事への専門工事の算入

積み上げ先（振替先）の一式工事		積み上げ元（振替元）の専門工事
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 （とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 解体など）
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 （大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体など）

○ 専門工事への専門工事の算入

※一般的な事例は下表のとおり。詳しくはお問い合わせください。

電気	⇔	電気通信
管	⇔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	⇔	石、造園

■申請に係る注意事項■

- ・申請時に積み上げ元（振替元）、積み上げ先（振替先）の建設業許可が必要です。
- ・積み上げを行った業種（振替元）については、経営事項審査を申請することができません。
- ・発注者の中には積み上げ先（振替先）の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に積み上げを認めているか確認してください。
- ・審査対象年度に算入した場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様の算入した数値を算出計上してください。
- ・積み上げを行った業種（振替元）の裏付け資料（契約書等）を提示してください。
- ・積み上げ申請し、結果通知後、積み上げを行った業種（振替元）での総合評定値が必要となっても再申請をすることはできません。

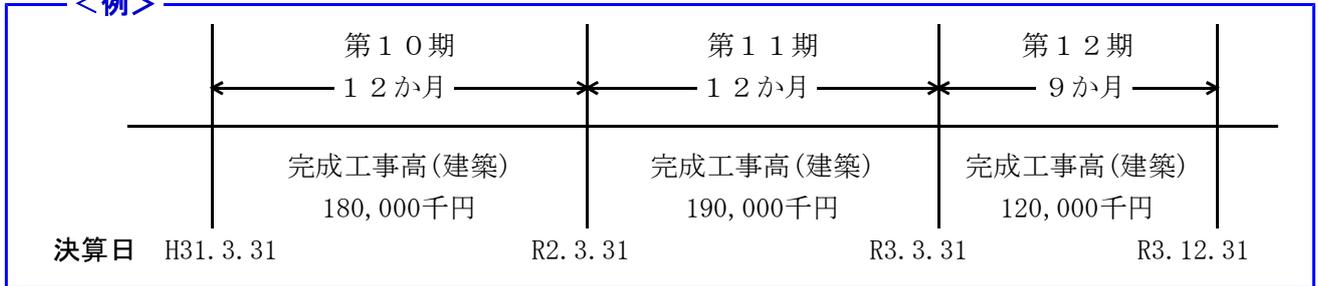
○ 特殊事例における「完成工事高」の記載例 ※ 元請完成工事高も同様に考えます。

(1) 決算時期を年度途中で変えた場合

(例1) 3月31日が決算日の会社が、年度途中で決算日を12月31日に変更した場合

○ 完工高を2年平均で申請する場合(建築一式工事の例。他の工事の取扱いは同じ)

<例>



<計算方法>

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

$$\text{第12期の完成工事高} + (\text{第11期の完成工事高} \times ((12\text{か月} - \text{第12期の月数}(9\text{か月})) \div 12\text{か月}))$$

例1の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = $120,000\text{千円} + 190,000\text{千円} \times 3/12 = \mathbf{167,500\text{千円}}$

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

$$\text{第11期の完成工事高} \times \text{第12期の月数} \div 12\text{か月} + \text{第10期の完成工事高} \times ((12\text{か月} - \text{第12期の月数}(9\text{か月})) \div 12\text{か月})$$

例1の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 = $190,000\text{千円} \times 9/12 + 180,000\text{千円} \times 3/12 = \mathbf{187,500\text{千円}}$

<記載例>

項番	〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分																
31	自02年01月至02年12月	自03年01月至03年12月	1. 2年平均 2. 3年平均																
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td>第10期</td> <td>31年4月~02年3月</td> </tr> <tr> <td>前審査対象事業年度の</td> <td>第11期</td> <td>02年4月~03年3月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前々審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の	第10期	31年4月~02年3月	前審査対象事業年度の	第11期	02年4月~03年3月	審査対象事業年度の			前々審査対象事業年度の			<table border="1"> <tr> <td>第11期</td> <td>02年4月~03年3月</td> </tr> <tr> <td>第12期</td> <td>03年4月~03年12月</td> </tr> </table>	第11期	02年4月~03年3月	第12期	03年4月~03年12月	
審査対象事業年度の	第10期	31年4月~02年3月																	
前審査対象事業年度の	第11期	02年4月~03年3月																	
審査対象事業年度の																			
前々審査対象事業年度の																			
第11期	02年4月~03年3月																		
第12期	03年4月~03年12月																		
	業種コード 工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高																	
32	020 □,□□□,187,500 (千円)	□,□□□,167,500 (千円)																	
	<table border="1"> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td>第10期</td> <td>180,000千円×3/12</td> </tr> <tr> <td>前審査対象事業年度の</td> <td>第11期</td> <td>190,000千円×9/12</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前々審査対象事業年度の</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の	第10期	180,000千円×3/12	前審査対象事業年度の	第11期	190,000千円×9/12	審査対象事業年度の			前々審査対象事業年度の			<table border="1"> <tr> <td>第11期</td> <td>190,000千円×3/12</td> </tr> <tr> <td>第12期</td> <td>120,000千円</td> </tr> </table>	第11期	190,000千円×3/12	第12期	120,000千円	
審査対象事業年度の	第10期	180,000千円×3/12																	
前審査対象事業年度の	第11期	190,000千円×9/12																	
審査対象事業年度の																			
前々審査対象事業年度の																			
第11期	190,000千円×3/12																		
第12期	120,000千円																		

(例2) 3月31日が決算日の会社が、年度途中で決算日を9月30日に変更した場合

○ 完工高を3年平均で申請する場合(土木一式工事の例。他の工事の取扱いは同じ)

<例>

	第9期 12か月	第10期 12か月	第11期 12か月	第12期 6か月
	完成工事高(土木) 195,000千円	完成工事高(土木) 180,000千円	完成工事高(土木) 170,000千円	完成工事高(土木) 80,000千円
決算日	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31

<計算方法>

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第12期の完成工事高 + (第11期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月))

例2の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = 80,000千円 + 170,000千円 × 6/12 = **165,000千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第11期の完成工事高 × 第12期の月数 ÷ 12か月 +
第10期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月)

例2の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
170,000千円 × 6/12 + 180,000千円 × 6/12 = **175,000千円**

○ 前々審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

第10期の完成工事高 × 第12期の月数 ÷ 12か月 +
第9期の完成工事高 × ((12か月 - 第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月)

例2の場合の前々審査対象事業年度の完成工事高 =
180,000千円 × 6/12 + 195,000千円 × 6/12 = **187,500千円**

<記載例>

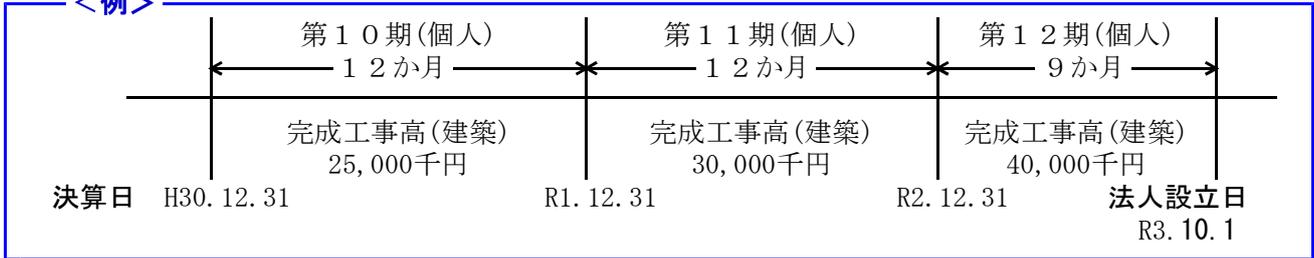
項番	〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自30年10月至02年09月	自02年10月至03年09月	2
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	第10期 31年4月~02年3月	第11期 02年4月~03年3月	〔1.2年平均〕 〔2.3年平均〕
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	第11期 02年4月~03年3月	第12期 03年4月~03年9月	
審査対象事業年度	第9期 30年4月~31年3月		
前々審査対象事業年度	第10期 31年4月~02年3月		
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高	
32010	□, □, □, □, 181,250 (千円)	□, □, □, □, 165,000 (千円)	
審査対象事業年度	第10期 180,000千円 × 6/12	第11期 170,000千円 × 6/12	
前審査対象事業年度	第11期 170,000千円 × 6/12	第12期 80,000千円	
審査対象事業年度	第9期 195,000千円 × 6/12		
前々審査対象事業年度	第10期 180,000千円 × 6/12		

(2) 個人から法人に承継が認められた場合

(例) 法人を新たに設立し、個人事業者から承継した場合。

(1) 法人設立後最初の決算が未到来の場合－法人成り時経審－(完工高2年平均選択)

<例>



<計算方法>

○ 審査基準日

法人設立の日となるため、令和3年10月1日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は、個人事業者時の完成工事高を承継して計上できるため、次により算定する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

$$\text{個人第12期の完成工事高} + (\text{個人第11期の完成工事高} \times ((12\text{か月} - \text{第12期の月数}(9\text{か月})) \div 12\text{か月}))$$

例(1)の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = 40,000千円 + 30,000千円 × 3 / 12 = **47,500千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

$$\text{第11期の完成工事高} \times \text{第12期の月数} \div 12\text{か月} + \text{第10期の完成工事高} \times ((12\text{か月} - \text{第12期の月数}(9\text{か月})) \div 12\text{か月})$$

例(1)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 = 30,000千円 × 9 / 12 + 25,000千円 × 3 / 12 = **28,750千円**

<記載例>

項番 〔 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 〕 〔 3 〕 〔 1 〕 自〔 0 〕 〔 1 〕 年 〔 1 〕 〔 0 〕 月 至 〔 0 〕 〔 2 〕 年 〔 0 〕 〔 9 〕 月 審査対象事業年度の 第10期 31年1月～01年12月 前審査対象事業年度の 第11期 02年1月～02年12月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度) 完成工事高計 算基準の区分 自〔 0 〕 〔 2 〕 年 〔 1 〕 〔 0 〕 月 至 〔 0 〕 〔 3 〕 年 〔 0 〕 〔 9 〕 月 〔 1 〕 第11期 02年1月～02年12月 第12期 03年1月～03年9月 〔 1.2年平均 〕 〔 2.3年平均 〕
業種コード 工事種類別完成工事高 〔 3 〕 〔 2 〕 〔 0 〕 〔 2 〕 〔 0 〕 □ □ □ □ □ 〔 2 〕 〔 8 〕 〔 7 〕 〔 5 〕 〔 0 〕 (千円) 審査対象事業年度の 第10期 25,000千円 × 3 / 12 前審査対象事業年度の 第11期 30,000千円 × 9 / 12 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	工事種類別完成工事高 □ □ □ □ □ 〔 4 〕 〔 7 〕 〔 5 〕 〔 0 〕 〔 0 〕 (千円) 第11期 30,000千円 × 3 / 12 第12期 40,000千円

(2) 法人設立後の最初の決算が終了した場合—法人成り後最初の決算時経審—(完工高3年平均選択)

<例>



<計算方法>

○ 審査基準日

法人設立後の最初の決算日となるため、令和3年3月31日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は、個人事業者時の完成工事高を承継して計上できるため、次により算定する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

法人第1期の完成工事高+
(個人第12期の完成工事高×((12か月-法人第1期の月数(9か月))÷12か月))

例(2)の場合の審査対象事業年度の完成工事高=50,000千円+20,000千円×3/12=55,000千円

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

個人第12期の完成工事高×法人第1期の月数÷12か月+
個人第11期の完成工事高×((12か月-法人第1期の月数(9か月))÷12か月)

例(2)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高=
20,000千円×9/12+25,000千円×3/12=21,250千円

○ 前々審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

個人第11期の完成工事高×法人第1期の月数÷12か月+
個人第10期の完成工事高×((12か月-法人第1期の月数(9か月))÷12か月)

例(2)の場合の前々審査対象事業年度の完成工事高=
25,000千円×9/12+15,000千円×3/12=22,500千円

<記載例>

項番	〔審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度〕	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自30年04月至02年03月	自02年04月至03年03月	2
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	個人第11期31年1月~01年12月 個人第12期02年1月~02年6月 個人第10期30年1月~30年12月 個人第11期31年1月~01年12月	個人第12期 02年1月~02年6月 法人第1期 02年7月~03年3月	〔1.2年平均〕 〔2.3年平均〕
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高	
32	010 □□□□21875 (千円)	□□□□55000 (千円)	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	個人第11期 25,000千円×3/12 個人第12期 20,000千円×9/12 個人第10期 15,000千円×3/12 個人第11期 25,000千円×9/12	個人第12期 20,000千円×3/12 法人第1期 50,000千円	

(3) 企業合併に伴い合併時経審等を受ける場合

(例1) 吸収合併の場合で合併時経審を受ける場合

(1) 合併日までの決算が確定している場合(完工高2年平均選択)

<例>

	第10期 12か月	第11期 12か月	第12期 6か月	
A社 (存続会社)	完成工事高(建築) 450,000千円	完成工事高(建築) 550,000千円	完成工事高(建築) 330,000千円	
決算日	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	合併日 R3.10.1
	第20期 12か月	第21期 12か月	第22期 3か月	
B社 (消滅会社)	完成工事高(建築) 250,000千円	完成工事高(建築) 180,000千円	完成工事高(建築) 40,000千円	
決算日	R1.6.30	R2.6.30	R3.6.30	

<計算方法等>

○ 審査基準日

合併の日となるため、令和3年10月1日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

存続会社であるA社の第12期の完成工事高

例1(1)の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = **330,000千円**

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

(A社の第11期の完成工事高 +
(A社の第10期の完成工事高 × ((12か月 - A社の第12期の月数(6か月)) ÷ 12か月)))
+
(B社の第22期の完成工事高 + B社の第21期の完成工事高 +
(B社の第20期の完成工事高 × ((12か月 - B社の第22期の月数(3か月)) ÷ 12か月)))

例1(1)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
550,000千円 + 450,000千円 × 6/12 +
40,000千円 + 180,000千円 + 250,000千円 × 9/12 = **1,182,500千円**

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自30年10月至02年03月	自02年04月至03年09月1	
審査対象事業年度の	第10期 30年4月~31年3月	<消滅会社>	[1.2年平均] [2.3年平均]
前審査対象事業年度の	第11期 31年4月~02年3月	第20期 01年7月~02年6月	
審査対象事業年度の		第21期 02年7月~03年6月	
前々審査対象事業年度の		第22期 03年7月~03年9月	
業種コード	工事種類別完成工事高	工事種類別完成工事高	
32020	0001182500 (千円)	000330000 (千円)	
審査対象事業年度の	第10期 450,000千円 × 6/12	<消滅会社>	
前審査対象事業年度の	第11期 550,000千円	第20期 250,000千円 × 9/12	
審査対象事業年度の		第21期 180,000千円	
前々審査対象事業年度の		第22期 40,000千円	

(2) 合併日までの決算が確定していない場合(完工高2年平均選択)

<例>

	第10期 12か月	第11期 12か月	第12期 3か月	
A社 (存続会社)	完成工事高(建築) 300,000千円	完成工事高(建築) 500,000千円	完成工事高 未算出	
決算日	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	
				合併 R3.6.30
	第20期 12か月	第21期 12か月	第22期 6か月	
B社 (消滅会社)	完成工事高(建築) 180,000千円	完成工事高(建築) 150,000千円	完成工事高 未算出	
決算日	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	

<計算方法等>

○ 審査基準日

合併の日となるため、令和3年6月30日となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ 審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

存続会社であるA社の第11期の完成工事高

例1(2)の場合の審査対象事業年度の完成工事高=500,000千円

○ 前審査対象事業年度の完成工事高

◇算定式

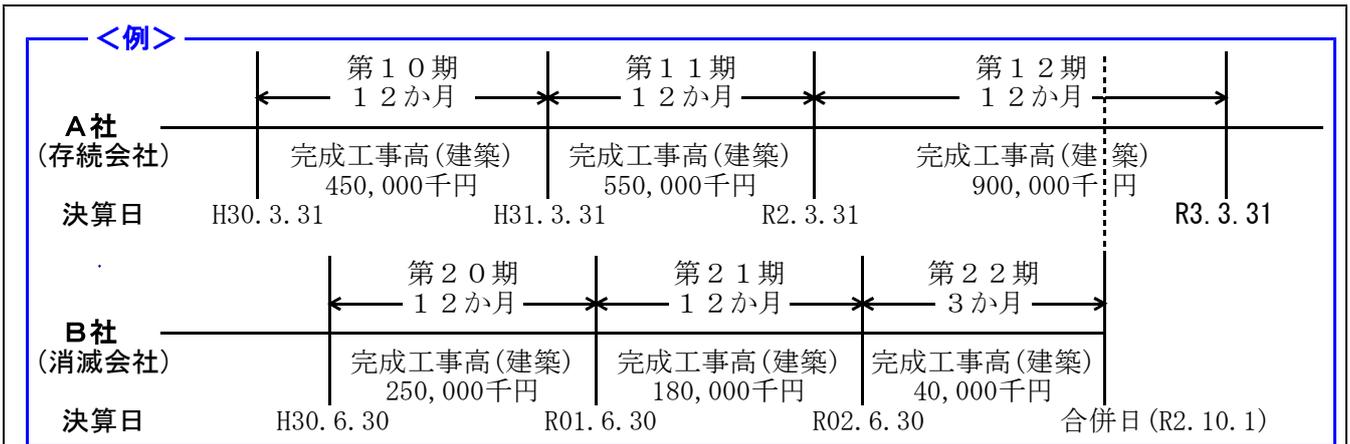
A社の第10期の完成工事高
+
B社の第21期の完成工事高 + B社の第20期の完成工事高 ×
A社の第10期の始期からB社の第20期の終期までの月数(9か月) ÷ 12か月

例1(2)の場合の前審査対象事業年度の完成工事高=
300,000千円 + 150,000千円 + 180,000千円 × 9/12 = 585,000千円

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自31年04月至02年03月	自02年04月至03年03月1	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 第10期 31年4月~02年3月	<消滅会社> 第20期 31年1月~01年12月 第21期 02年1月~02年12月	[1.2年平均] [2.3年平均]
	業種コード 工事種類別 完成工事高 32020 □,□□□,585,000 (千円)	工事種類別 完成工事高 □,□□□,500,000 (千円)	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 第10期 300,000千円	<消滅会社> 第20期 180,000千円 × 9/12 第21期 150,000千円	

(例2) 吸収合併の場合で合併後最初の決算が終了したとき(完工高2年平均選択)



<計算方法等>

○ **審査基準日**
合併後の最初の決算日となるため、**令和3年3月31日**となる。(申請書カラム04に記入)
完成工事高は下記の例により、A社とB社の完成工事高を合算する。

○ **審査対象事業年度の完成工事高**

◇算定式
存続会社であるA社の第12期の完成工事高

例2の場合の審査対象事業年度の完成工事高 = **900,000千円**

○ **前審査対象事業年度の完成工事高**

◇算定式
A社の第11期の完成工事高
+
B社の第22期の完成工事高 + B社の第21期の完成工事高 + B社の第20期の完成工事高 ×
A社の第11期の始期からB社の第20期の終期までの月数(3か月) ÷ 12か月

例2の場合の前審査対象事業年度の完成工事高 =
550,000千円 + 40,000千円 + 180,000千円 + 250,000千円 × 3/12 = **832,500千円**

<記載例>

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	(審査対象事業年度)	完成工事高計算基準の区分
31	自31年04月至02年03月	自02年04月至03年03月	1.2年平均 2.3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 第11期 31年4月~02年3月	<消滅会社> 第20期 30年7月~01年6月 第21期 01年7月~02年6月 第22期 02年7月~02年9月	
	業種コード 工事種類別完成工事高 32020 □,□□□,832,500 (千円)	工事種類別完成工事高 □,□□□,900,000 (千円)	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 第11期 550,000千円	<消滅会社> 第20期 250,000千円 × 3/12 第21期 180,000千円 第22期 40,000千円	

③様式第25号の14別紙2 技術職員名簿(20005帳票)

別紙二

記載例

・下記に記載する技術者は、「審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係がある者」に限定されます。

(用紙A4)

20005

例:(審査基準日)
令和元年12月31日
(申請書提出日)
令和2年6月1日

技術職員名簿

当事業年度開始日(平成31年1月1日)
の直前1年以内に技術職員となった者に○を付す。
※評価対象は35歳未満の技術職員のみ。

項番
数

81001

35

頁

審査基準日(例:令和元年12月31日)
時点の満年齢を記載する。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	○野 一郎	平成3 年 1 月 3 日	28								
2		×山 二郎	昭和63 年 6 月 6 日	31								
3		□川 三郎	昭和62 年 12 月 21 日	32								
4		△沢 四郎	昭和56 年 12 月 1 日	38								
5		★谷 五郎	昭和50 年 7 月 10 日	44								
6		凸田 六郎	昭和48 年 2 月 22 日	46								
7	○	△田 七郎	昭和39 年 8 月 8 日	55	01113	051	31				第 ××× 号	
8		○田 八郎	昭和26 年 10 月 10 日	68	01113	291	31				第 △△△ 号	
9			年 月 日	8 2								
10			年 月 日	8 2								
11			年 月 日	8 2								
12			年 月 日	8 2								
13			年 月 日	8 2								
14			年 月 日	8 2								
15			年 月 日	8 2								
16			年 月 日	8 2								
17		(記載例) △田 七郎さんの例: 一級土木施工管理技士(コード「113」)を所持。 一級土木施工管理技士の資格で「土木一式工事(01)」と「とび・土工・コンクリート工事(05)」の2業種を選択。										
18												
19		「講習受講」欄について										
20		申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入										
21		① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)										
22		② 監理技術者資格者証の交付を受けていること										
23		③ 建設業法第26条の6から第26条の8までの規定による講習の修了日から5年後の12月31日までの間に審査基準日が含まれていること。										
24		上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しを徴求して確認。										
25												
26												
27			年 月 日	8 2								
28		「CPD単位取得数」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数(CPD受講証明書により確認。)を、「告示別表18」80PのCPD認定団体の右欄に記載してある数値で除し(÷)、30を乗じた(×)数値を記載します。ただし、1人当たりの単位取得数の上限は、30単位までです。										
29												
30			年 月 日	8 2								

※雇用期間6か月超の考え方
別紙二

(用紙A4)
20005

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							
5		<p>審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定されました。</p>										
6		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffffcc;"> <p style="text-align: center;">○雇用期間6ヶ月超の考え方 ※審査基準日が令和元年12月31日の例</p> <p style="text-align: center;"> 6ヶ月超には不足 6ヶ月超対象 </p> <p style="font-size: small;"> ※12/31審査基準日の場合の6ヶ月前は7/1となり、その日から1日遡った6/30からの雇用期間が必要となります。 </p> </div>										
7		<p>※確認資料が必要です。</p> <p>6ヶ月超の雇用期間を確認するため以下の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険加入者:健康保険証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超のもの。 ・雇用保険加入者:雇用保険被保険者資格取得等確認通知証の写しで、資格取得日から審査基準日までの期間が6ヶ月超のもの。 ・上記の未加入者:給与支給明細書又は出勤簿の写しで、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であること。 										
8			年 月 日		8 2							
9		<p>高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者も評価対象となりました。(6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者)</p>										
10		<p>※確認資料が必要です。</p> <p>高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者については以下の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続雇用制度技術職員名簿(様式第3号) ・常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 										
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

○ 記載要領

1 技術者名簿の作成にあたって

申請書のカラム^①④「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員に該当する者全員について作成してください。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数 は 2 までとします。

2 カラム^①⑥「頁数」の欄

「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば^①⑥^②③、12 枚目であれば^①⑥^②①^③②のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入してください。

3 「新規掲載者」の欄

「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。

4 「審査基準日現在の満年齢」の欄

「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。

5 「業種コード」の欄

「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入してください。

コード ^①	建設業の種類	コード ^①	建設業の種類	コード ^①	建設業の種類
0 1	土木工事業	1 1	鋼構造物工事業	2 1	熱絶縁工事業
0 2	建築工事業	1 2	鉄筋工事業	2 2	電気通信工事業
0 3	大工工事業	1 3	舗装工事業	2 3	造園工事業
0 4	左官工事業	1 4	しゅんせつ工事業	2 4	さく井工事業
0 5	とび・土工工事業	1 5	板金工事業	2 5	建具工事業
0 6	石工事業	1 6	ガラス工事業	2 6	水道施設工事業
0 7	屋根工事業	1 7	塗装工事業	2 7	消防施設工事業
0 8	電気工事業	1 8	防水工事業	2 8	清掃施設工事業
0 9	管工事業	1 9	内装仕上工事業	2 9	解体工事業
1 0	タイルれんがブロック工事業	2 0	機械器具設置工事業		

6 「有資格区分コード」の欄

「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて「技術者一覧表」（P91～P93）に従い、該当するコードを記入してください。

7 「講習受講」の欄

「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

8 「監理技術者資格者証交付番号」の欄

「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入してください。

9 「CPD単位取得数」の欄

「CPD単位取得数」の欄は、第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数を記入してください。

※CPD単位取得数の数値を求める計算方法については、「告示別表第20」P86をご覧ください、「CPD受講証明書」に記載された修得数から求めた数値を記入してください。

ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とします。

その他の審査項目(社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		
雇用保険加入の有無	項番 4 1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	[1.有、2.無]
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7	[1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8	[1.該当、2.非該当]
CPD単位取得数	4 9	(単位) 技術者数 (人)
技能レベル向上者数	5 0	(人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	[1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	[1.ユースエール認定、2.非該当]
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]
建設業の営業継続の状況		
営業年数	5 5	(年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	[1.有、2.無]
防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	5 7	[1.有、2.無]
法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	5 8	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 9	[1.有、2.無]
建設業の経理の状況		
監査の受審状況	6 0	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	6 1	(人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 2	(人)
研究開発の状況		
研究開発費(2期平均)	6 3	(千円)
建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	6 4	(台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		
エコアクション21の認証の有無	6 5	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6 6	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6 7	[1.有、2.無]

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合などの国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険については「3.適用除外」となります。(減点なし)

当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入します。

49 CPD単位: 技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術職員名簿に記載したCPD単位取得数の合計を記入
技術者数: 技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術職員名簿に記載されている人数の合計を記入

50 レベル向上者数: 技能者名簿で「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入
技能者数: 技能者名簿に記載されている人数を記入
控除対象者数: 技能者名簿で「控除対象者」欄に○印が記載されている者の数を記入

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	

51~53 認定取得: 審査基準日において取得している認定があれば1~4を記入してください

令和5年8月14日以降を審査基準日とする経審から評価対象となります。

下記56カラムで「1」を入力した者が、再生(更生)期間終了後(再生(更生)手続終結決定日以後)は、ゼロ年からスタートになります。

昭 和 平 成 令 和	年	月	日	休業等期間	備考(組織変更等)
				年 月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

法的整理(民事再生法、会社更生法)の申立を平成23年4月1日以降に行い、手続開始の決定を受けた場合、「1」を記入します。それ以外の場合は、「2」を記入します。

以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
「3」…次の者のいずれか(社内の者に限ります。)が経理処理の適正を確認した旨の書類(経審通知に規定、国交省HPに掲載)に自らの署名を付したものを提出している場合・公認会計士、税理士・登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士
「4」…上記以外

規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の額を記載します。

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入します。それ以外の場合は、「0」を記入開発費5,000万円以上から加点対象となります。

審査対象事業年 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

・審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー(建設機械抵当法施行令別表に規定するもの)、ダンプ車及び移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械について、台数の合計を記入します。・建設機械の保有状況一覧表(別表1)も提出してください。

エコアクション21、国際標準化機構第9001号(品質管理)、第14001号(環境管理)に登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は、「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

○ 記載要領

1 カラム4 ①「雇用保険加入の有無」の欄

被保険者となる従業員全ての方について雇用保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、被保険者となる従業員が1人もいない等のため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。

2 カラム4 ②「健康保険の有無」の欄

被保険者となる従業員全ての方について健康保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業者でかつ従業員が4人以下である等のため健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。

3 カラム4 ③「厚生年金保険加入の有無」の欄

被保険者となる従業員全ての方について厚生年金保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業者でかつ従業員が4人以下である等のため厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入してください。

4 カラム4 ④「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

5 カラム4 ⑤「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。

- (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- (4) 厚生年金基金が設立されていること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

6 カラム4 ⑥「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄

審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会等、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

7 カラム4 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計 15 %以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入してください。

8 カラム4 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 %以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入してください。

9 カラム4 9 「CPD単位取得数」の欄

「CPD単位取得数」の欄は、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）の合計数を記載してください。

※計算方法は、P86「告示別表第20」に記載あり。また、P87様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(確認書類31)」のCPD単位総計となります。

「技術者数」の欄は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となることから、「技術職員名簿(提出書類5)」に記載されている上記資格を有する者とP87様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿(確認書類31)」に記載された者の合計数を記入してください。

10 カラム5 0 「技能レベル向上者数」の欄

「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この10において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記入してください。

※P88様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印がつけられた者の合計数が記入されます。

「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入してください。（作業員名簿に記載された継続的な雇用をされている者の数）

※P86様式第5号「技能者名簿」に記載された者の合計数が記入されます。

「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとします。

※ P88 様式第 5 号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印がつけられた者の合計数が記入されます。

11 カラム⑤ ①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入してください。

12 カラム⑤ ②「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入してください。

13 カラム⑤ ③「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。

14 カラム⑤ ④「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

15 カラム⑤ ⑤「営業年数」の欄

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消してください。

16 カラム⑤ ⑥「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。

17 カラム⑤ ⑦「防災協定の締結の有無」の欄

審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

18 カラム⑤⑧「営業停止処分の有無」の欄

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

19 カラム⑤⑨「指示処分の有無」の欄

審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入してください。

20 カラム⑥⑩「監査の受審状況」の欄

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した公認会計士又は所属税理士会が認定する税理士並びに登録経理講習実施機関に登録された一級登録経理士が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入してください。

21 カラム⑥①「公認会計士等の数」の欄

公認会計士法第28条の規定による研修を受講した公認会計士又は所属税理士会が認定する研修を受講した税理士の人数を記入してください。(公認会計士及び税理士として登録されていることが前提。)

一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものの人数を記入してください。また、平成28年度以前に1級登録経理試験に合格した者も該当になります。(令和5年3月までに限る)。

22 カラム⑥②「二級登録経理試験合格者の数」の欄

二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの又は二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えないものの人数の合計を記入してください。また、平成28年度以前に2級登録経理試験に合格した者も該当になります。(令和5年3月までに限る)。

23 カラム⑥③「研究開発費(2期平均)」の欄

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入してください。

24 カラム⑥④「建設機械の所有及びリース台数」の欄

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入してください。

25 カラム⑥⑤「エコアクション21の認証」の欄

審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入してください。

26 カラム⑥⑥「ISO9001の登録の有無」の欄

審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。

27 カラム⑥⑦「ISO14001の登録の有無」の欄

審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入してください。